

通所リハビリテーション費（山田医院 通常規模型） 1割負担の場合

R6.6.1改定

項 目	内 訳	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本サービス費	1時間以上2時間未満(短時間) 利用の場合の負担金	369円/日	398円/日	429円/日	458円/日	491円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員のうち介護福祉士が占める割合が70%以上配置されている体制	22円/日				
科学的介護推進体制加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する旨を都道府県知事に届出た事業所	1月につき40円				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準に適合する事業所が加算	1ヶ月の総単位数(介護保険給付)×8.6%の額/月				
項 目	一部負担金	内 容				
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	開始日から6月以内:593円/月-(ア)	事業所の医師が、PT・OTにリハビリ目的等の指示を行います。リハビリ会議を開催して、利用者の状況等を参加者(ご家族等)と共有します。PT・OTが、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行います。PT・OTが利用者宅を訪問し、その家族に対し介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行います。通所リハビリ計画について、計画を作成したPT・OTが利用者又はその家族に説明を行い同意を得るとともに、説明内容を医師に報告します。利用者ごとの通所リハビリ計画等の情報をLIFE(厚生労働省)に提出して、リハビリの提供にあたってはLIFEの情報、その他リハビリの実施に必要な情報を活用します。				
	開始日から6月超 :273円/月-(イ)					
	医師が説明を行った場合(ア)又は(イ)に加えて:270円/月					
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合。				
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円/日	リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された認知症の利用者に対して、医師又は医師の指示を受けたPT・OT・STがその退院(所)の日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合。				